③個別クレジットの支払可能見込額 調査義務と信義則との関係等

永井隆光

山下·柘·二村法律事務所 弁護士

東京地判令4·9·2 令2 (ワ) 第615号 立替金等請求事件 2022WLIPCA09028006

●――事実の概要

1 本件契約書の記載内容等

(1) 平成28年11月25日、信販会社X、チェコ出身女性Y1及びY1の夫Bの父親であるY2を当事者として、「ニューバジェットローン兼保証委託契約書」(以下「本件契約書」)が作成された。

本件契約書は、同月20日にY1が都内の外車販売店から代金2930万円で外車を購入したことを前提として、①当該代金を120回払いとするXとY1の立替払契約(以下「本件立替払契約」)を定めるとともに、②本件立替払契約から生ずるY1の一切の債務についてY2が連帯して履行の責を負う旨の連帯保証契約(以下「本件連帯保証契約」)も定めていた。

- (2) 本件契約書上、本件立替払契約については、①Y1の署名(アルファベット)、②Y1の実印(以下「Y1実印」)と印影の一致する押印、③Y1使用の携帯電話番号(以下「電話番号1」)、④Y1の勤務先、役職及び税込年収2500万円、並びに、⑤Y1の住所として、Bの実家である千葉県のY2の住居(以下「Y2家」)の住所が記載されていた。
- (3) また、本件連帯保証契約については、① Y2の署名、②Y2の実印(以下「Y2実印」)

と印影の一致する押印、③Y2の携帯電話番号として、Y2ではなくBが使用する携帯電話番号(以下「電話番号2」)、④税込年収2400万円、及び⑤Y2の住所としてY2家の住所が記載されていた。

2 Y1の状況等

Y1は、平成2年に現在のチェコ共和国で出生し、来日後の平成24年にBと婚姻し、一時帰国後平成25年にBとの間の子Cを出産して平成26年に再来日し、しばらくの間、B及びCと共にY2家で生活した。この頃、Y1はY1実印を作成し印鑑登録もした。

平成27年にY1、B及びCはY2家から転居したが、その後Y1は、Y1実印及び印鑑登録カードを、パスポート、キャッシュカード、財布、保険証、及びデビットカード等と共に、転居後の自宅のリビングルームのクローゼットの中に保管していた。

同年、Y1は、日常的場面で使われる日本語をある程度理解することができる日本語能力試験「N3」レベルに合格したが、特に聴解については満点だった。

3 Y2の状況等

Y2は、本件契約書作成当時、Y2家において妻Dと二人で生活し、Y2実印及び印鑑登録カードを、自宅の権利書、生命保険証書、

通帳及びパスポート等と共に、自宅2階寝室に設置した金庫に保管していたが、数年前に、夫婦とも高齢であり何かあった場合のことを考え、3人の子(B、E及びF)に対し、自宅の玄関の合鍵を渡すとともに、上記金庫の暗証番号のメモの置き場所を教えた。

EとFはいずれも都内在住でありY2家には年に数回来る程度であったが、本件契約書作成当時のBの住居はY2家から車で20分程度の場所にあったこと等から、Bは月に数回程度Y2家を訪れていた。

4 X担当者による電話確認

- (1) 本件契約書の作成日付である平成28年 11月25日の午後7時54分頃、Xの担当者Gは、 電話番号2に電話をかけ、電話に出た者に対し、 本件連帯保証契約の意思確認の手続をした。
- (2) 同日午後8時37分頃、Xの担当者Hは、電話番号1に電話をかけ、電話に出たY1に対し、本件契約書に記載された契約内容を説明し、本件契約書への署名押印をしたか、控えを受領したか等の必要事項を聴取した上、契約手続を進めることの確認をし、それに対しY1は、日本語で肯定的な応答をした。

●——判旨

対Y1請求認容、対Y2請求棄却。

1 本件立替払契約の締結の認定

- (1) 本件契約書中のY1署名はY1の自署と「類似している」が、ブロック体のアルファベットで漢字より筆跡模倣が相対的に容易であることから、「Y1によりされたものと断定することまではできない」。
- (2) 本件契約書にはY1実印による押印があるが、Y1実印及び印鑑登録カードは、「保管状況からすると、同居していたBが…無断で持ち出すことは比較的容易」だった。

(3) 電話確認におけるHの説明内容について 直接証明する証拠はないが、「Xにおける契 約意思確認手続の一般的な方法についてのX の主張は、当該手続の目的に照らし合理的」 であり、本件でHが「上記の一般的な方法と 異なる方法を執ったことをうかがわせる事情 がない」。

Hによる「契約内容等に関する説明内容が高度に法律的・専門的なものであったと考えることはできないし、いわゆる自動車ローンを組むことは我が国に特有のことでもな」く、「Y1の日本語能力を前提とすると」、Y1はHの「説明により、本件契約書に記載された契約内容の概要を理解したものと推認」できる。

Hに対し応答した際、Bから"Just answer yes"と言われ「はい」と応答したにすぎないとするY1主張については、①当時Y1が「Bの言うとおりにしないと落ち着いた生活ができない状況」であったことを裏付ける証拠はなく、②令和元年にY1とBに傷害沙汰があったとの主張についても、当該事実から本件契約書作成当時の両者の関係を推し量ることは困難であること等から、仮に上記Y1主張の事情があったとしても、Hに対する応答が「Bによる強制等によるものと認めることはできず、Y1の真意に基づく応答であったと認めることができる」。

「以上からすると、Y1は、Xの担当者からの意思確認の電話に対し、本件契約書に記載された契約内容の概要を理解した上で、その真意に基づき、肯定的な応答をしたもの」と認められる。

(4) 本件は、「Bが一連の契約を主導的に行ったものと考えるのが合理的であるとはいえる」が、「このように考えることと、本件契約書のY1名の印影の顕出がY1の意思によるものであることとは、矛盾」しない。

(5) 以上からすると、「本件契約書のY1名の印影がY1の意思に基づかないものであることの反証がされたとはいえ」ないから、「本件契約書…のY1作成名義部分は真正に成立した」と認められ、「本件立替払契約の締結の事実を認めることができる」。

2 本件連帯保証契約の締結の否定

- (1) 本件契約書にはY2実印による押印があるが、保管状況等によれば、「BがY2の印章 (実印) 及び印鑑登録カードをY2に無断で持ち出すことは比較的容易」だった。
- (2) 本件契約書に記載された電話番号2は「Bが使用する携帯電話のものであり、Xにおいて、Y2の連絡先を別途把握していたことをうかがわせる証拠はないことからすると」、Gによる意思確認はY2にされたものではなく、当該電話番号記載によれば、「本件契約書の連帯保証人欄の記載をしたのはBであり、Bは、XからY2に対し意思確認の連絡をされることを避けるために、あえて、虚偽の番号を記載し、Xからの連絡にB自身が出ることによって、契約手続を進めることを可能にしようとした疑いが強い」。
- (3) 以上からすると、「本件契約書のY2名の印影がY2の意思に基づき成立したものと推定することはでき」ない。以上によれば、本件契約書のY2作成名義部分の真正成立は認められないから、本件連帯保証契約の締結の事実は認められない。

3 本件立替払契約に基づく請求は信義則違 反ではない

Xの確認指示票/利用状況票の記載からは、「Xが、Y1の信用状況を、どのような方法や情報により調査したものであるかは不明といわざるを得ず」、少なくとも、同票中の「所得証明有無無」との記載によれば、「X

がY1の所得証明(公的収入証明)を取得しなかったことが疑われる。

しかしながら、割販法35条の3の3第1項本文(個別支払可能見込額調査義務)及び同法35条の3の4本文(過剰与信禁止)は、「消費者が過重債務に陥ることを防止する趣旨を含むものと考えることができるが、飽くまで公法上の業務規制であるから、その違反が直ちに契約の効力に影響を及ぼすものと解することはできない」。

「その違反の程度が著しいと評価することができる場合には、信義則上の誠実義務違反等を問題とする余地も生じ得るとしても、…Y1が主張する事情は、Xの与信の調査が不十分であったというものにとどまり、これを超えて、上記規定に違反する程度が著しいことを具体的に基礎付けるに足りる事情の主張、立証はない」から、信義則違反は認められない。

●——研究

1 問題の所在

本件争点は、①本件立替払契約の締結の有無(争点1)、②本件連帯保証契約の締結の有無(争点2)、及び③本件立替払契約に基づく請求が信義則に反するか否か(争点3)、であり、本件立替払契約が自動車ローンであり割販法上の個別信用購入あつせん(2条4項。以下「個品取引」)に該当することから、争点3において同法上の義務違反の有無等が論点とされている。

2 各契約の締結の有無(争点1・2)

(1) 本判決は、争点1・2を判断するにあたり、 本件契約書について、①私文書上の印影が本 人又は代理人の印章の印影と一致する場合に は、本人等の意思に基づく押印が事実上推定

され、これにより本人等の「押印があるとき」 に該当し、私文書全体の真正成立が推定され る(民訴法228条4項、法定証拠法則)とする、 いわゆる「二段の推定」(最判昭39・5・12民 集18巻4号597頁等。概要につき伊藤眞『民 事訴訟法第8版』(令5) 463頁等)を前提とし て、契約書上の印影がY1実印及びY2実印の 印影と一致することを認めた上で、本人意思 についての反証の成否を論じ、争点1につい ては契約締結を認め、争点2については契約 締結を否定したものであり、さらに、②契約 書がいわゆる「処分証書」に該当することから、 真正成立が認められる本件立替払契約の部分 についてのみ、その記載どおりの契約内容を 認定したものと解される(処分証書につき前 掲伊藤459頁等)。

すなわち、本判決が採用した契約締結の判 断手法は民事訴訟実務上一般的なものであ り、その点では特異性はない。

(2) もっとも、本判決は、両契約についての Bの主導的関与を前提としながらも、本件立 替払契約についてはY1意思を認め、本件連 帯保証契約についてはY2意思を認めなかっ た点に特徴があるが、その分水嶺となったの は、①本件契約書作成日にHの電話確認に対 しY1が応答した事実については争いがない 一方、②同日のGの電話確認はB使用の電話 番号2に対して行われたものであり、当該電 話に対応した人物がY2であるとは認められ ない、という、X担当者による電話確認につ いての事実関係の差異である。

その上で、本判決は、①HがXにおける契 約意思確認手続の一般的方法をとったこと、 ②自動車ローンの契約内容やY1の日本語能 力等によればY1は電話確認により契約概要 を理解したものと推認できること、③電話確 認の際のY1回答についてBの強制等が認めら れないこと、という電話確認に係る認定事実 により、Bの主導性にもかかわらず本件立替 払契約がY1 意思に基づくと認めたものであ り、事実関係に基づく判断としては支持し得 るものと言えよう。

(3) なお、個品取引は犯収法上の「特定取引」 (4条1項及び別表)に該当しないから、本件 立替払契約の締結にあたりXは同法上の本人 確認義務を負うものではない。

また、原因契約が訪問販売等の特商法5類 型である場合の個品取引については、契約締 結に先立ち、加盟店による勧誘時に不実告知 等がなかったか否かにつき、申込者に対し「電 話その他の方法 による調査を行う義務が生 じる(割販法35条の3の5、割販規76条10項) が、店舗販売による場合にはこれが生じない から、本件立替払契約の締結にあたりXは当 該義務を負うものでもない。

この点、本件では、X又は加盟店が本件契 約書の作成段階においていかなる本人確認を 行ったかは判示上定かではない一方、Xが行 った任意の電話確認の事実が契約締結認定の 重要な要素となったものであり、個品取引に おいても、契約の効力を主張する上では、法 的義務の有無にかかわらず、契約の相手方の 本人確認及び意思確認が重要であることを再 認識させるものと言い得る。

3 個別支払可能見込額調査義務と信義則と の関係等(争点3)

(1) 本件立替払契約は個品取引に該当するこ とから、Xには平成20年改正により割販法に 新設された①与信調査義務(個別支払可能見 込額調査義務、35条の3の3。以下「本条」) 及び②それを前提とする過剰与信禁止(35) 条の3の4。以下、本条とあわせて「本各条」)

等が適用されるが、同法上、本各条違反に対しては、改善命令(35条の3の21第1項)と同命令違反罪(51条の6第4号)という公法上の効果が定められるのみで、民事効は定められていない。

この点、本判決は、①本各条が「公法上の業務規制」にとどまり、「その違反が直ちに契約の効力に影響を及ぼすものと解することはできない」との原則論を明示した上で、②本各条の「違反の程度が著しいと評価することができる場合には、信義則上の誠実義務違反等を問題とする余地も生じ得るとしても」として、違反程度が著しくなければそもそも信義則を問題にする余地が生じ得ないことを示唆するとともに、③違反程度の著しさにつきY1の主張立証不足として、信義則違反主張を認めなかったものである。

(2) もっとも、本条の与信調査義務は、貸金 業法上の返済能力調査義務(13条3項各号、 貸金規10条の17第1項各号。貸付金額及び その他の貸付残高の合計額が50万円超とな る場合等に貸金業者に源泉徴収票等の「当該 個人顧客の収入又は収益その他の資力を明ら かにする | 書面等の取得義務を課す)とは異 なり、本件当時、「購入者等から受ける年収 の申告(申告を受けることができない場合に あつては、当該購入者等から申告を受けた年 齢、勤務先等の情報による年収の合理的な推 定)によらなければならない」等と定められ るにとどまっており(割販規72条2項本文)、 年収調査にあたって資力証明書の取得を必ず しも求めるものではなかった(その後、平成 28年改正に伴う施規改正で上記括弧書きが 削除された上で「その他の適切な方法」が加 筆された。)。

この点、本判決は、XによるY1の信用状況

の調査方法等は不明とする一方、事後的な電話確認の内容に着目して本件立替払契約上の押印につきY1の真意を認定したものであり、本件契約書記載のY1年収申告もY1の真意に基づくものと判断したものと解される。

そうすると、本件では、XはY1から年収申告を受けたものとなる以上、仮に収入証明書の取得がなくともXには「本条違反」がなく、そもそも信義則違反の評価根拠事実が認められない、とすることが可能であり、その点では、事案解決にあたって「違反の程度の著しさ」や公法規定性にあえて言及する必要もなかったように思われる。

また、仮にY1が申告した年収額が実際より過大であったという場合には、それは欺罔行為による与信取得と見る余地があり、むしろY1主張の信義則違反を基礎づける事情となり得るであろう。

(3) なお、本各条を新設した平成20年改正 前には、割販法上は個品取引を含む「割賦購 入あつせん」につき信用情報機関から得た信 用情報に基づき支払能力を超過しないように する努力義務規定が設けられていた(昭和 59年改正で新設された42条の3。平成12年 改正で38条に修正。)が、当該規定について は、「訓示規定的なもの」であり、同条違反 行為が直ちに不法行為や契約無効を導くと解 するのは困難としつつ、「たとえ訓示規定で あるとしても、これに対する違反の程度が著 しい場合には、国が右過剰与信禁止規定を設 けた趣旨は、信義則違反あるいは権利濫用の 判断、更には公序良俗違反の判断を根拠づけ る重要な要素として働く」ものであり、当該 規定は、公平の観点あるいは購入者利益保護 の観点から、「事業者に、社会的責任に基づ く義務であるとともに取引関係上の相手方に

対する信義則に基づく付随義務でもある注意 義務を課したものと解する」等として、過剰 与信と認める立替金及び貸金につき、信義則 により債務額を約4分の3に限定した釧路簡 判平6・3・16判タ842号89頁があった(評 釈として鎌田薫「判研」(別ジュリ135号(平 7)164頁)、平成20年改正時の担当官による 小山綾子「判研」(別ジュリ200号(平22) 104頁)。同判決に言及するものとして渡辺 達徳「過剰与信による立替金・貸付金請求に 関する裁判例の動向」(クレジット研究18号 (平9)133頁))。

もっとも、上記釧路簡判とは異なり、本判決は、本件立替払契約につきY1の支払可能 見込額を超える過剰与信と認めたものでもな く、与信判断の前提手続にとどまる与信調査 において収入証明を取得していないことのみ をもって信義則違反となるか否かが争われた にとどまるものである。

その点では、本各条は訓示規定にとどまらず公法的義務規定であるものの、本判決がこれにつき違反の程度が著しい場合にも直ちに信義則違反等の要素となるものとはせず、「信義則上の誠実義務違反等を問題とする余地も生じ得るとしても」として、本各条と信義則との関係につきより慎重な立場をとった点は支持し得るものと言えよう。

(4) なお、本件のような事案では、X側でも 事実関係につき具体的な反論を行うのが通常 であるところ、本件では、原因契約に関する 事情(自動車の登録名義やその取得手続等) や、立替払契約の締結段階に関する事情(そ の場に誰がいたのか、Y1のような女性はい たのか、どのような本人確認を行ったのか、 年収申告は誰が行ったのか等)等について具 体的な主張立証がなされていないようであ り、判決上も認定されていない。

この点、今後の同種事案においても同様の 主張立証程度で足りるか否かについては、事 業者側でも留意が必要であろう。

4 本判決の意義等

以上のとおり、本判決については、①犯収法上の本人確認義務の及ばない個品取引においても電話等による本人意思確認が重要であることや、②民事訴訟において業法違反や信義則違反を論じる上でも具体的な主張立証が不可欠となること等を再認識させる点で、実務上の意義を有するものと思われる。

今後は、①発行時の規制として本各条と同趣旨の与信調査義務(30条の2)と過剰与信禁止(30条の2の2)の定めがあるクレジットカード分野や、②本各条の及ばない個別クレジットの翌月一括払い取引(2条4項括弧書き)ないし同様の構成を採用するいわゆるBNPL(Buy Now Pay Later)取引でも、本判決で論点となった契約締結や信義則違反等が争われる可能性もあり、その際に本判決がどのような影響を与えるかが注目される所である。

「参考文献]

本文に挙げたもののほか、渡辺達徳「割賦販売法改正の論点―クレジット事業者の「適正与信」義務と「信義則」」(消費者法ニュース70号(平19)4頁)、同「改正割賦販売法における行政規制ルールと民事効果」(クレジット研究41号(平21)176頁)等参照。